教育委員会提出議案

第３３号議案

豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１０日

豊島区教育委員会教育長　　清　野　　正

豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成２７年教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「受給支給」を「受給資格」に改める。

第５条を第７条とし、同条の前に次の１条を加える。

第６条　条例別表第３第３項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）第２条第１項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

第４条を第５条とする。

第３条中「受給支給」を「受給資格」に改め、同条を第４条とし、第２条の次に次

の１条を加える。

第３条　条例別表第１第３０項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成２５年８月２日教育長決定）第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の規定は、令和８年１０月２９日から適用する。

（説　明）

特別支援教育就学奨励費について、独自利用事務として情報連携対象事務に追加する改正を行うため本案を提出する。

第３３号議案資料
第１１回教育委員会定例会
８．１１．１０　学務課

豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第１条　略 （条例別表第１の規則で定める事務及び情報） 第２条　条例別表第１第７項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支給要綱（平成12年４月３日教育長決裁）第４条及び第５条の規定による援助費の受給支給の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 （新設）	第１条　略（現行どおり） （条例別表第１の規則で定める事務及び情報） 第２条　条例別表第１第７項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支給要綱（平成12年４月３日教育長決裁）第４条及び第５条の規定による援助費の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第３条　条例別表第１第30項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成25年８月２日教育長決定）第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
（条例別表第３の規則で定める事務及び情報） 第３条　条例別表第３第１項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支	（条例別表第３の規則で定める事務及び情報） 第４条　条例別表第３第１項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支

給要綱第４条及び第５条の規定による援助費の受給支給の認定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 （１）から（３）まで　略	給要綱第４条及び第５条の規定による援助費の受給資格の認定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 （１）から（３）まで　略（現行どおり）
第４条　条例別表第３第２項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （１）から（５）まで　略	第５条　条例別表第３第２項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （１）から（５）まで　略（現行どおり）
（新設）	第６条　条例別表第３第３項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条第１項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。
第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
	附　則（令和８年11月10日教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の規定は、令和８年10月29日から適用する。

○豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則

平成27年10月28日
教育委員会規則第17号
改正　平成27年12月７日教委規則第19号
平成27年12月28日教委規則第20号
令和元年9月11日教委規則第2号
令和８年11月10日教委規則第16号

（趣旨）

第１条　この規則は、豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年豊島区条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第１の規則で定める事務）

第２条　条例別表第１第７項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支給要綱（平成12年４月３日教育長決裁）第４条及び第５条の規定による援助費の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（令８教委規則16・一部改正）

第３条　条例別表第１第30項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成25年８月２日教育長決定）第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（令８教委規則16・追加）

（条例別表第３の規則で定める事務及び情報）

第４条　条例別表第３第１項の規則で定める事務は、豊島区就学援助費支給要綱第４条及び第５条の規定による援助費の受給資格の認定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第４条第２項第１号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第１条第２項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（個人に係

るものに限る。）をいい、特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

(2)　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第１項の規定による保護の実施、同法第24条第１項の規定による保護の開始、同条第９項の規定による保護の変更、同法第25条第１項の規定による職権による保護の開始、同条第２項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止又は生活に困窮する外国人に対する同法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、生活に困窮する外国人に対する同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始、生活に困窮する外国人に対する同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、生活に困窮する外国人に対する同法第25条第１項の規定に準じて行う職権による保護の開始、生活に困窮する外国人に対する同条第２項の規定に準じて行う職権による保護の変更若しくは生活に困窮する外国人に対する同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(3)　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び90条の規定による国民年金の保険料の減免に関する情報

（平27教委規則19・一部改正、令８教委規則16・旧第３条繰下・一部改正）

第５条　条例別表第３第２項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)　子ども・子育て支援法第20条第１項の教育・保育給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条の規定による自立支援給付の支給に関する情報

ウ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る生活保護実施関係情報

エ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る児童福祉法第21条の５の３第１項の障害児通所給付費、同法第21の５の４第１項の特例障害児通所給付費又は同法第21の５の12第１項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

オ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る児童福祉法第24条の２第１項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の６第１項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の７第１項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

カ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る児童福祉法第27条第１項第３号若しくは第２項又は第27条の２第１項の規定による措置に関する情報

キ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る児童扶養手当法第４条第１項に規定する児童扶養手当の支給に関する情報

ク　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る身体障害者福祉法第15条第１項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

コ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

サ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第３条第１項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

シ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者、当該者と同一の世帯に属する者若しくは小学校就学前子どもに係る国民年金法第30条の規定による障害基礎年金の支給に関する情報

(2)　子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報

(3)　子ども・子育て支援法第23条第１項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　第１号に掲げる情報

(4)　子ども・子育て支援法第23条第４項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第１号に掲げる情報

(5)　子ども・子育て支援法第24条第１項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第

１号に掲げる情報

（平27教委規則20・追加、令元教委規則２・一部改正、令８教委規則16・旧第４条繰下）

第６条　条例別表第３第３項の規則で定める事務は、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱第４条及び第５条の規定による就学奨励費の受給資格の認定区分等の決定についての申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条第１項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

（令８教委規則16・追加）

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（平27教委規則20・旧第４条繰下、令８教委規則16・旧第５条繰下）

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附　則（平成27年12月７日教委規則第19号）

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成27年12月28日教委規則第20号）

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（令和元年９月11日教委規則第２号）

この規則は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和８年11月10日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の所管に係る豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の規定は、令和８年10月29日から適用する。